

諮問番号：令和２年（情）諮問第３号

事件名：会計検査院職員の懲戒処分に係る処分説明書（平成３１年１月１日から令和元年１２月３１日まで）の一部開示決定に関する件

諮問日：令和　２年　６月１１日

答申番号：答申（情）第７１号

答申日：令和　４年　３月　９日

答申書

第１　審査会の結論

会計検査院職員の懲戒処分に係る文書（平成３１年１月１日から令和元年１２月３１日まで）として特定された、国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）に基づく懲戒処分に係る処分説明書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和２年３月６日付け２０普第４４号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

個人を特定する情報に当たらないにもかかわらず文書の黒塗りが多く、会計検査院の開示姿勢は情報公開法第１条（目的）に反している。

国民が行政機関を管理監督指導しなければならない状況を広く国民と共有し、国家公務員による犯罪を撲滅することを目的とする。よって黒塗り部分の開示を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　開示決定等の経緯

（１）事案の移送

本件開示請求は、人事院事務総局職員福祉局長に対し、令和２年２月８日付けで、「平成３１年１月１日から令和元年１２月３１日までの全ての省庁の懲戒処分説明書（処分がなかった省庁分については不要）」

の開示を求めたものである。

この開示請求に対し、人事院事務総局職員福祉局長は、各行政機関が作成した「処分説明書」を特定した上で、懲戒処分は各行政機関の任命権者において行うこととされており、実際に懲戒処分を行い処分説明書を作成・交付した各行政機関に移送することが適当であるとして、情報公開法第12条第1項の規定に基づき、2年2月14日付けで、各行政機関の長（会計検査院については処分庁）に事案を移送した。

(2) 一部開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、本件対象文書に記録された情報のうち、①「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名（ふりがな）」、「官職」、「級及び号俸」の各欄に記録されている所属部課の名称、氏名（ふりがな）、官職の名称、俸給表・職務の級・号俸に関する情報及び②「3 処分の内容」欄の「処分発令日」、「処分効力発生日」、「処分説明書交付日」の各欄に記録されている日付（発令等を行った月日）に関する情報、「処分の理由」欄に記録されている非違行為（国家公務員法第82条第1項各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）の行われた事実に関する情報の一部については、情報公開法第5条第1号本文が規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、また、同号ただし書イが規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものではなく、その他同号ただし書ロ及びハにも該当しないため、情報公開法第5条第1号本文の規定により、2年3月6日付けで不開示とした（以下、上記①及び②を合わせて「本件不開示部分」という。）。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記一部開示決定を不服とし、2年4月28日付けで審査請求を提起した。

2 本件対象文書の記載情報

国家公務員（職員）に対する懲戒処分は、職員が一定の義務違反を行った場合に、国が使用者として有する権限に基づき、その責任を確認し公務員関係における秩序を維持する目的をもって当該職員に科する行政上の制裁とされている。具体的には、懲戒権者が職員に対し、非違行為を行った場合に科す制裁であり、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができることとされている。

そして、職員に対して懲戒処分を行う場合においては、懲戒権者は、国家公務員法第89条第1項の規定により、当該職員に対し、当該処分の事由を記載した処分説明書を交付しなければならないとされている。処分説明書の記載事項は、「処分説明書の様式および記載事項等について」（昭和35年4月1日職職-354人事院事務総長発。以下「人事院様式」という。）において定められているところであり、具体的には、「1 処分者」欄には処分者の官職及び氏名を、「2 被処分者」欄には被処分者の所属部課、氏名（ふりがな）、官職並びに職務の級及び号俸を、「3 処分の内容」欄には処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第26条による承認の日、刑事裁判との関係（起訴日）、国家公務員法第85条による承認の日及び処分の理由を記載することとされている。

また、人事院様式によれば、処分の理由の欄には処分の理由を具体的かつ詳細に事実を挙げて記入することとされており、会計検査院においては、処分の理由の欄の標準的な記載について、非違行為を行った日時及び場所、非違行為を行うに至るまでの職員の言動、非違行為の具体的な内容、非違行為を受けた者の言動、非違行為に関与した第三者の言動等を明らかにした上で、根拠規定、処分理由及び処分の種類等を示すものとしている。

本件対象文書は、非違行為を行った会計検査院職員に対する戒告の懲戒処分の際に、国家公務員法の規定等に基づき当該職員に交付された処分説明書の写しである。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 情報公開法第5条第1号本文該当性

ア 会計検査院における懲戒処分に関する情報の取扱い

懲戒処分は、上記2で述べたとおり、公務員関係における秩序を維持する目的をもって当該職員に科する制裁として行うものである。

このため、懲戒処分の被処分者においては、懲戒処分に関する情報は、自己の資質、人格又は名誉等に密接に関わる当該職員固有の情報であるとして、他人に知られたくないと望むのが通常であると考えられるところである。

このような懲戒処分の性格からして、被処分者が行った非違行為の内容、処分者が行った懲戒処分の内容、執行状況等に関しては、その取扱いには細心の配慮がなされるべきものであり、会計検査院においても、これらに係る情報については、処分者、被処分者及び関係事務担当官のみが知り得る情報であるとされ、たとえ同じ職場に勤務する

職員であっても知ることができないものとされている。

イ 本件対象文書の情報公開法第5条第1号本文該当性

情報公開法第5条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては不開示情報に該当すると規定している。

そして、本件対象文書には、前記2で述べたように、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する懲戒処分に関する情報が、当該被処分者の氏名（ふりがな）、所属、官職等と共に記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として当該懲戒処分の対象となった職員に係る情報公開法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

ア 会計検査院における懲戒処分の公表

人事院は、各府省等が懲戒処分の公表を行うに当たっての参考に供することを目的として、「懲戒処分の公表指針について」（平成15年11月10日総参－786人事院事務総長発。以下「指針」という。）を発出し、懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示している。指針においては、「職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分」又は「職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分」のいずれかに該当する懲戒処分を公表対象とし、公表する内容としては、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとしている。各府省等においては、指針を踏まえて懲戒処分の適正な公表に努めるとされており、その取扱いは会計検査院においても同様である。

イ 本件不開示部分の情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書イは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、本件対象文書に係る懲戒処分は、職務に関連しない行為に係る戒告であり、指針において公表対象とされている懲戒処分に該当するものではなく、現に会計検査院においても公表していないものである。

り、今後も公にする予定がないことから、本件不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書イに規定する情報に該当しないものと認められる。

(3) 情報公開法第5条第1号ただし書ロ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、本件不開示部分に記載された情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、本件不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書ロに該当しないものと認められる。

(4) 情報公開法第5条第1号ただし書ハ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書ハは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、被処分者が公務員であっても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、本件不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書ハに規定する情報に該当しないものと認められる。

(5) 情報公開法第6条第2項の部分開示の可否

情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件対象文書に記載された情報のうち、「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名（ふりがな）」、「官職」及び「級及び号俸」欄に記録されている所属部課の名称、氏名（ふりがな）、官職の名称及び俸給表・職務の級・号俸に関する情報は、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当すると認められ、これを部分開示することはできない。

また、「3 処分の内容」欄の「処分発令日」、「処分効力発生日」及び「処分説明書交付日」欄に記録されている日付（発令等を行った月日）に関する情報並びに「処分の理由」欄に記録されている非違行為の行われた事実に関する情報のうち本件処分において不開示とされた情報は、懲戒処分に係る事案に関する日時、場所、被処分者が行った行為の内容等に係る詳細かつ具体的な情報であり、これらを公にした場合、当該被処分者の所属部課等の同僚・知人等当該非違行為に関連した何らかの情報を承知し得る関係者には、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かり

となり、その結果、特定の個人が識別され、懲戒処分の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これを部分開示することはできない。

(6) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件対象文書の一部を不開示とした決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年 6月11日 諮問書の收受
- ② 同年12月15日 審議
- ③ 令和3年 1月25日 諮問庁から意見書を收受
- ④ 同年 3月 8日 審議
- ⑤ 同年 6月 3日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房人事課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 8月23日 審議
- ⑦ 同年11月11日 審議
- ⑧ 令和4年 1月17日 審議
- ⑨ 同年 3月 7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、2年2月に本件開示請求を受けた人事院事務総局職員福祉局長が、本件開示請求の対象文書として本件対象文書を特定した上で、同年2月に処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、2年3月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った。そして、同年4月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、諮問庁は、同年6月に当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書及び本件不開示部分について

懲戒処分は、国家公務員（職員）において、国家公務員法第82条第1項各号に規定する非違行為があったときに、当該職員に科せられる行政上の制裁であり、免職、停職、減給及び戒告の各処分がある。本件対象文書

を見分したところ、懲戒処分は、戒告1件であることが認められる。

本件対象文書は、懲戒処分を科せられた国家公務員に対し、処分の内容、理由等を通知するために、国家公務員法第89条第1項に基づき、処分の事由を記載して、処分を行う者から被処分者に対して交付された処分説明書の写しであり、その様式は、人事院様式において定められているものである。

本件対象文書は、①当該処分に対する審査請求について説明した「(教示)」欄のほか、②処分を行う者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名(ふりがな)、官職、俸給の級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度等並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄が設けられている。

処分庁は、「2 被処分者」欄のうち、所属部課の名称、氏名(ふりがな)、官職の名称及び俸給表・職務の級・号俸に関する情報、また、「3 処分の内容」欄のうち、処分発令日、処分効力発生日及び処分説明書交付日の日付(月日)並びに処分の理由の記載の一部について、情報公開法第5条第1号本文に該当するとして不開示としており、その余の部分は開示している。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 情報公開法第5条第1号本文該当性について

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する懲戒処分に関する情報が、当該被処分者の氏名(ふりがな)、所属部課の名称、官職の名称等とともに記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として当該懲戒処分の対象となった職員に係る情報公開法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 情報公開法第5条第1号ただし書該当性について

ア 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性について検討すると、会計検査院における懲戒処分の公表については、指針に基づき取り扱うこととされ、「戒告」の事案は、指針に照らすと、職務に関連しない行為に係るものであることから、公表対象ではない。したがって、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書ロ及びハ該当性について

情報公開法第5条第1号ただし書ロ該当性について検討すると、本件不開示部分に記載された情報については、人の生命、健康、生活又

は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、同号ただし書に該当するとは認められない。

また、情報公開法第5条第1号ただし書に該当性について検討すると、被処分者が公務員であり、当該事案の中に被処分者の職務に係る部分が含まれているとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、同号ただし書に該当するとは認められない。

(3) 情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について

ア 情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件不開示部分のうち、所属部課の名称、氏名（ふりがな）、官職の名称及び俸給表・職務の級・号俸に関する情報については、同項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、部分開示をする余地はない。

イ 次に、本件不開示部分のうち、処分発令日、処分効力発生日及び処分説明書交付日の日付（月日）並びに処分の理由に記載されている非違行為の行われた事実に関する情報の一部については、これらを公にした場合、同僚、知人その他関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、特定の個人が識別され、懲戒処分の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、これを部分開示することはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 吉 田 広 司

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子